

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 裁定を求める事項

申請人が受けている、夜間の不眠、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれ等の健康被害は、被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から発生する振動が原因であるとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、約10年前から現在に至るまで、夜間眠れず、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれがある等の健康被害を受けているところ、それらの被害は、申請人宅の隣地に居住する被申請人が同人宅において稼働させる特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から発生する振動が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（認定に用いた証拠等は、各事実の末尾に掲記する。）
 - (1) 申請人は、住所地に昭和52年から居住している。（審問の全趣旨）
 - (2) 被申請人は、住所地に昭和55年から居住している。（審問の全趣旨）
 - (3) 申請人宅（間取りの概要は別紙申請人宅間取り図参照）と被申請人宅（間取りの概要は別紙被申請人宅間取り図参照）はいずれも2階建てであるが、両建物は隣り合っており、その間の距離は約1.7mである。両建物の間付近にブロック塀があり、申請人宅の敷地側地中にはコンクリートが打設されている。（平成21年6月25日実施の受命裁定委員による事実の調査（以下「事実調査」という。）の結果、審問の全趣旨）
 - (4) 平成16年ころ、申請人は、被申請人に対し、「うるさいので朝の4時か

ら洗濯をしないでほしい」との苦情を述べた（ただし、被申請人は、「当該時刻に洗濯をしていたことはない」と述べている。）。

平成17年以降、申請人は、相模原市長、警察署に振動等の被害を訴え、同年9月に相模原市環境保全部環境保全課職員（以下「相模原市職員」という。）が現地調査を行ったほか、同年10月28日午後7時50分ころから翌日午前6時ころまで、相模原市職員が申請人宅2階寝室（フローリング床）及び屋外の玄関付近地面において振動測定を行った。また、同年11月、申請人は、被申請人に対し、文書で振動に関する苦情を述べ、原因となっている医療器具の下に振動防止マットを敷いてほしい旨要望した。申請人はその後、振動について苦情を伝えるため、午前2時か3時ころ、被申請人宅の玄関をノックしたこともあった。また、申請人は、数回にわたり独自に振動測定を行っている。

申請人は、平成18年3月ころから別所に転居していたが、平成19年4月ころ、自宅に戻った。（以上、甲1～9、乙1、審問の全趣旨）

2 争点及び争点に対する当事者の主張

- (1) 被申請人宅内に設置されている特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械による振動が発生しているか。

【申請人の主張】

被申請人が使用する特別なベッドは、水圧式マッサージベッドで、冬は湯を、夏は水を通し、その上に寝てリモコンを操作して、電動で上下に稼働させるものであり、被申請人は、自宅の床をはずして土間に設置したり、廊下や風呂場・更衣室（脱衣所）に設置するなどして稼働させている。また、被申請人が使用する足洗器具は、金魚用水槽の半分くらいの大きさで、被申請人宅内で持ち運び、移動できるものである。マッサージ機械は被申請人宅の1階居間にあるのを見たことがある。

被申請人は、約10年前から現在に至るまで、上記の機器を稼働させ振

動を発生させている（申請書に平成16年1月15日からと記載したのは分かりやすいところを示しただけである。）。振動の発生する時間帯は、特別なベッドでは夜中10時間以上、足洗器具では朝や昼間であるが、必ずしも決まっているわけではない。揺れ方は、上下の振動が中心であるが、横揺れもある。振動は、申請人宅内で横になっていると感知され、同宅の2階で最もよく感知されるが、1階でも感知される。

被申請人宅から音と振動が一緒に伝わってくること、申請人が同人宅で振動を感知した時に被申請人宅の窓越しに特別なベッドの作動ランプが点灯していたことなどから、上記の機器が振動の原因と言えるのである。

【被申請人の認否・反論】

申請人主張の事実は否認する。

被申請人は、これまでに、申請人主張に係る特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械を自宅に設置したことがなく、それらによる振動が生じるはずがない。

(2) 申請人の健康被害は上記(1)の振動によるものか。

【申請人の主張】

申請人は、夜間眠れず、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれがある等の健康被害を受けている。これは、申請人が、長期間にわたり、毎日のように、夜間、上記(1)【申請人の主張】で述べた振動を感知していることによるものである。

【被申請人の認否・反論】

申請人に夜間眠れず、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれがある等の健康被害があることは知らない。その余の事実は否認する。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 争点(1)（被申請人宅内に設置されている特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械による振動が発生しているか。）について

(1) 認定事実

ア 証拠等によれば以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(ア) 申請人宅及び被申請人宅付近の状況

申請人は、住所地に昭和52年から居住しており、被申請人は、住所地に昭和55年から居住している。（審問の全趣旨）

申請人宅と被申請人宅はいずれも2階建てであるが、両建物は隣り合っており、その間の距離は約1.7mである。また、両建物の中間付近にブロック塀があり、申請人宅の敷地側地中にはコンクリートが打設されている。（事実調査の結果、審問の全趣旨）

周辺は閑静な住宅地であるが、申請人宅及び被申請人宅の前の道路は通り抜けが可能であるため、かなり自動車の交通量が多い。ただし、道幅は狭いため、大型車の通行は多くない。上空からは、時折、航空機やプロペラ機の音も聞こえる。（事実調査の結果、申請人本人）

(イ) 申請人の振動知覚状況

申請人が振動を知覚している状況は以下のとおりである。

申請人は約10年前から振動を知覚している。振動の態様は日によって変化し、以前は縦揺れが中心で横揺れも知覚したが、平成21年6月25日に実施された事実調査以降は上下の振動と横揺れを知覚する。時間的には、夜10時から翌朝6時か7時までずっと揺れを感じ、昼間もときどき揺れを感じる。ただし、事実調査の当日は、いつものような振動は感知されなかった。

振動が最も多いのが特別なベッドであると思われる、次に多いのが足洗器具であると思われる。特別なベッドによる振動は大きな揺れであり、足洗器具は超音波を発生し細かい縦揺れであるので、両者の違いは認識できる。申請人宅で横になっていると振動を感知するのであるが、

横になっていなくても、足洗器具を被申請人宅の更衣室で使用しているときは、申請人宅内のこたつの脚が震えるので、振動を認識できる。振動が発生する前に、コトコトという水圧ポンプのような音が聞こえる。申請人宅の中では、2階の方が1階よりも強く振動が感じられる。

なお、申請人宅及び被申請人宅の前の道路を大きな自動車が通行するときはドンと揺れることがあるが、自動車による揺れであることが分かるし、特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械による振動とは区別できる。（以上、事実調査の結果、申請人本人、審問の全趣旨）

(ウ) 振動発生源

a 申請人は、振動発生源について次のように説明する。

被申請人が使用している特別なベッドは水圧式マッサージベッドであり、白色様の高さ30cmくらいであって、冬は湯を、夏は水を通し、その上に寝てリモコンを操作し、電動で上下に稼働させるものであり、被申請人は自宅の床をはずして土間に設置したり、廊下や風呂場・更衣室（脱衣所）に設置するなどして稼働させている。申請人は、当該ベッドを、7、8年前に、被申請人宅南側道路から、同宅1階居間のサイドボード付近にあるのを、また、平成21年7月5日午前9時15分ころに、被申請人宅の開いている玄関から同宅1階廊下突き当たりの風呂場・更衣室（脱衣所）にあるのを見た。

また、被申請人が使用している足洗器具は金魚用水槽の半分くらいのもので、白いナイロン様のものが付けられている。医療機器販売店やパソコン機器販売店等で売られており、値段は20万円から30万円はすると思われる。稼働させると超音波を発し、ブクブクと音がする。被申請人宅内で持ち運んで移動させることができるものであり、稼働時間は一定ではない。被申請人が自宅1階の脱衣所と台所で1回ずつ使用しているのを道路から見たことがある。

さらに、マッサージ機械については、7、8年前に被申請人宅の1階居間にあるのを同宅南側の道路から見たことがある。（以上、事実調査の結果、申請人本人、審問の全趣旨）

- b しかし、上記の特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械については、形状や振動発生時の稼働状況を明らかにする写真等の客観的資料が提出されていないため、申請人の上記aの説明にもかかわらず、曖昧な点が多い。また、申請人は、それらの機器が被申請人宅内にあるのを道路等から現認したと述べるが、機器があったとされる同宅内の場所が、道路からはっきりと状況を確認できるとは考えにくい位置であったり、ベッドを置くスペースがない風呂場・更衣室（脱衣所）であったりすることから、機器の状況に関する申請人の説明内容を確認なものとは認めることができない。（事実調査の結果の別紙図面3及び写真5、14～19）
- c 加えて、事実調査の際、申請人も被申請人宅内を見分したが、同宅内に上記の機器の存在は確認できなかった（このとき、申請人は、被申請人宅内で振動を感じない旨述べている。）。

この点、申請人は、被申請人宅の1階の畳をはずしてみないと同宅に振動発生源がないとは言えない旨述べる。しかし、仮に上記の機器を被申請人宅1階の床下に収納して出し入れするとした場合、通常は、収納場所を含め、住居内にかなりの設備が必要であろうし、その設備を施すための工事も必要になると考えられる。特に、特別なベッドについては、湯を処理するためのパイプとドレーンが設置され（申請人本人尋問の供述）、湯を入れた状態で電気で上下に動かすことができるというのであるから、これを床下に収納するには、相当の収納設備が必要と考えるべきである。しかるに、事実調査の際に被申請人宅内にそのような収納設備等の存在はうかがわれず、

設備を施す工事が行われたことを示す証拠も提出されていない。（以上、事実調査の結果）

d したがって、上記の機器の存在、形状、稼働状況は不明と言わざるを得ない。

(エ) 相模原市による振動測定の結果

申請人からの要請により、相模原市職員が平成17年10月28日午後7時50分ころから翌日午前6時ころまで、申請人宅2階の床（被申請人宅に最も近い部屋）及び屋外の玄関付近の地面において同時に実施した振動測定の結果によれば、付近を車や航空機が通過したり、申請人宅内で人が階段を使ったりすると振動が検知されたが、その場合でも50dBを超える振動はごく短時間にわずかにあるのみであって、全体を通じて継続的な振動はなく、特に、午後10時30分過ぎから翌日午前6時ころの測定終了時までには、屋内・屋外とも一時的な振動の回数は大幅に減少した。また、屋外よりも屋内での振動の方が大きい傾向にあり、振動の回数も多かった。（甲4の1・2，9，事実調査の結果）

もともと、申請人は、上記振動測定中には、被申請人宅から発生する振動はなかったとしている。（甲8）

(オ) 事実調査（体感調査）の結果

平成21年6月25日に実施された事実調査では、両当事者の協力を得て、午後6時50分から午後7時35分まで体感調査が行われた。調査では、公害等調整委員会裁定委員及び事務局職員がA～C班に分かれ、A班は申請人とともに申請人宅に、B班は被申請人とともに被申請人宅に、C班は申請人宅と被申請人宅の前の道路に待機した。各班は時計を合わせ、体感調査開始及び終了時刻についてはトランシーバーで相互に連絡を取るが、調査中の様子については相互に連絡を取

らないこととした。申請人宅内では、上記(エ)の振動測定の際に振動計が設置された地点に申請人が仰向けに寝て、調査中、揺れを感じたときにその状況を事務局職員に伝え、同職員がこれを記録した。被申請人宅では、調査中、裁定委員及び職員が指定する時に、同宅内の機器を稼働させるなどして振動を発生させ、その稼働等の時刻及び内容を記録した（当日見分した被申請人宅内の状況では、洗濯機の脱水及び階段の昇降が最も振動を発生させる可能性があるため、洗濯機の脱水及び階段の昇降を実施して振動を発生させることとした。）が、いつ、何回、どのような方法で振動を発生させるかは、調査開始まで両当事者には知らせなかった。また、申請人宅及び被申請人宅前の道路では、体感調査中の自動車の通行状況及び上空における航空機の通過状況等を記録した。

調査の結果は、別紙相模原体感調査結果記載のとおりであり、被申請人宅における機器の作動や階段の昇降と、申請人の振動感知との間に対応関係は認められなかった（申請人は、体感調査中ずっと振動を感知していたが、それは本件で問題としている振動ではない旨述べた。）。（以上、事実調査の結果）

(カ) その他の事情

- a 申請人の要請により、平成17年9月13日に相模原市職員が申請人宅及び付近の環境状況を調査したが、夜間に建物自体を長時間振動させるような発生源は見当たらなかった。（甲2）
- b 申請人は、平成17年10月に振動を感知した際、周囲の住宅を訪問して振動がないかどうか再三尋ねたが、いずれの住宅でも振動は感知していないとのことであった。（甲1、申請人本人）

申請人以外で振動を感知している者は、申請人の妻及び兄であり、いずれも申請人宅内で体感したとされる。（審問の全趣旨）

c 申請人は、手の震えがあり、7、8年前からは耳鳴りがしている。血圧は高い方が180～190くらい、低い方が90～100くらいである。夜眠れないので午後5時30分ころに睡眠導入剤を服用している。（甲10、申請人本人、審問の全趣旨）

イ 一方、申請人は、申請人が感知している振動の態様、程度を明らかにする証拠として申請人が独自に振動測定を行った結果（甲3、5～7）を、また、被申請人宅内の特別なベッドの客観的状況を示す証拠として申請人が被申請人宅1階脱衣所の窓の外から水圧式マッサージベッドを撮影した写真（甲12の1・2）をそれぞれ提出するので、これらについて検討する。

(7) まず、申請人の振動測定については、申請人自身が自宅の2階において、①平成17年9月24日午後8時から同月25日午前6時まで（甲3）、②平成20年7月13日午後7時から同月14日午前6時11分まで（甲5）、③同年9月13日午後9時10分から同月14日午前6時15分まで（甲6）、及び、④同日午後9時から同月15日午前6時まで（甲7）に行った。

これらの測定結果のうち、①の測定結果の後ろの部分には65dBを超える振動データが連続的に記録されているところ、このような振動が実際に発生していたとすれば、申請人宅のみならず、被申請人宅及び周辺の住宅でも振動が感知されるのが自然であるが、申請人宅以外で振動を感知した者の存在は全く認められていない。また、③の測定結果では振動計の針が終始細かく振れているデータが示されているが、縦軸の目盛りがないため、データの値が何dBを示すのかを知ることができない。②及び④の測定結果では、夜10時以降の時間帯において時折50dBを超える数値が記録されているものの、申請人が主張するような継続的で大きな振動を示す数値は記録されていない。

加えて、申請人が使用した振動計に調整不良があった可能性も否定できない（甲 2， 9）。

したがって、これらの振動測定の結果から、申請人が日常的に感知しているとする振動の態様，程度を客観的に知ることは困難と言わざるを得ない。

(イ) 次に、水圧式マッサージベッドの写真（甲 1 2 の 1 ・ 2）は、平成 2 1 年 7 月 1 7 日午前 1 時及び同月 1 9 日午前 0 時 5 9 分に、申請人が自宅の敷地において、被申請人宅 1 階脱衣所の窓から室内を撮影したものであり、青い色はスイッチがオンになっている状態のランプ、赤っぽい色はタイマーであって、甲第 1 2 号証の 1 の上半分くらい、同号証の 2 の下半分くらいの位置にベッドがあるという。（申請人本人）

しかし、これらの写真に撮影されているのは、いずれも黒い背景と、色のあるぼんやりとした光のようなものに過ぎず、これらの写真からベッドの存在，形状，作動状況を具体的に認識することは不可能である。

(2) 判断

ア 上記(1)認定の事実を総合して判断する。

申請人が自宅内で日常的に大きな継続的振動を知覚していることは認められるが（上記(1)ア(イ)），大きな継続的振動を客観的に示す測定値などはなく（同ア(エ)，イ(ア)），申請人宅以外の近隣居住者でそのような振動を感知した者がいない上（同ア(カ)），事実調査でもかかる振動は確認されておらず（同ア(ウ) c，(ウ)），申請人の訴える振動の態様，程度を客観的に認定することができない。

また、申請人が振動発生源であると主張する被申請人宅内の特別なベッド，足洗器具，マッサージ機械は，その存在，形状，稼働状況を具体

的に明らかにする証拠がなく（同ア(ウ)、イ(イ)）、それらの機器が稼働した場合にいかなる態様、程度の振動が発生するのかを認定できない上、事実調査（体感調査）では、被申請人宅において、日常生活の中では比較的大きい振動が発生すると考えられる洗濯機の脱水や階段の昇降を行い、揺れを一定時間継続して人為的に発生させたが、申請人はそれらに対応する振動を自宅内で感知しなかったこと（同ア(オ)）、申請人宅と被申請人宅は約1.7m離れ、中間付近にはブロック塀も設置され、また、地中コンクリートも打設されているため（同ア(ア)）、仮に被申請人宅で発生した振動が地盤を通じて申請人宅内に伝播して感知されたとすれば、発生源では相当強度の振動が発生しており、被申請人宅居住者はもとより申請人以外の近隣住民にも振動が伝播して感知されるはずであるところ、本件で、申請人が振動を感知したのと同時期に申請人宅以外で振動が感知された事実はないこと（同ア(カ) b）、申請人は、申請人宅のみに振動が伝播する理由として、振動発生源である被申請人宅を中心に90度の角度で伝播するなど説明するが（申請人本人）、かかる説明に合理的な裏付けが存するものではなく、他に合理的に説明し得る特別の事情も明らかでないことから、上記の機器が振動発生源であるとの事実も認めることができない。

イ したがって、被申請人宅内部に設置されている特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械から申請人が知覚しているような振動が発生しているとの事実を認定することはできないと言わざるを得ず、申請人が、振動を約10年前から感知し続けているとすれば、何らかの別の原因によるものと考えざるを得ない。

2 そうすると、争点(2)について判断するまでもなく、申請人の主張する原因関係を認めることはできない。

第4 結論

よって、申請人の本件申請を棄却することとして、主文のとおり裁定する。

平成21年10月26日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大 坪 正 彦

裁定委員 磯 部 力

裁定委員 堺 宣 道